

No	質問	回答
1	名張市内に事業所がなくても申請できますか？	名張市内に事業所がない場合は申請できません。
2	名張市内に事業所を有する法人・個人事業者の確認はどのように行いますか？	事業所の実在が確認できる資料(決算書・確定申告書等)での確認を基本としますが、それらの書類の住所が市外であった場合は、名張市内にある事業所の所在地がわかる書類(公共料金の領収書等)で確認を行います。申請前に事務局にご相談ください。
3	名張商工会議所の非会員でも申請できますか？	名張商工会議所の会員、非会員問わず補助金の申請は可能です。
4	創業から間もない企業や、事業を引き継いだばかりの個人事業主でも申請できますか？	申請可能です。 なお、創業から間もないために確定申告書や決算書を提出できない場合は、法人は「履歴事項全部証明書」または「法人設立届出書」、個人事業主は「開業届」の提出が必要となります。
5	がんばろう名張！地元のお店応援補助金第1～3弾の採択を受けた事業所が本補助金に申請できますか。	申請可能です。
6	申請すれば必ず補助金が交付されますか？	予算の範囲内となり、予算の範囲以上の申請があった場合は抽選により採択を決定しますので、申請すれば必ず交付されるものではありません。
7	申請方法はフォーム(オンライン)だけですか？	本補助金の申請は、所定のオンライン申請フォームへの入力および必要書類の添付による提出をもって受付を行います。紙の申請書の提出は、原則として受付を行いません。
8	パソコンやスマートフォンを持ってません、操作に不安があります、申請できませんか？	事務局までご相談ください。
9	本補助金と他の補助金の併用は可能ですか？	補助対象が異なる場合は、併用可能です。 ※この補助金で購入するものについて、他の補助金を充当することはできません。 この補助金で機械Aを購入、B補助金で機械Cを購入⇒○ この補助金とB補助金で併せて機械Cを購入⇒×
10	パソコンおよび周辺機器の購入は補助対象となりますか。	事業計画に基づく用途に使用するものであり、他の用途での使用(目的外使用)がないと整理できる場合に限り補助対象となります。ただし、補助金交付後に目的外使用が判明した場合は、補助金交付決定取消・返還の対象となります。
11	発電設備等を導入する場合は補助対象となりますか？	売電ができない完全事業消費再生可能エネルギー装置を導入する場合に限り、補助対象となります。

12	自動車等車両の購入は補助対象となりますか？	自動車等車両は汎用性が高く、事業外での利用との区別が困難であることから、補助対象外としています。
13	製品・設備のリース料は補助対象となりますか？	補助対象にはなりません。
14	ソフトウェアの購入は補助対象となりますか？	ソフトウェアの購入についてはパッケージソフトの新規購入のみを補助対象とさせていただきます。ライセンス期間に1年、3年等の定めがあるソフトウェア(いわゆるサブスクリプション)の場合においては補助対象にはなりません。
15	中古品の購入は補助対象となりますか？	補助対象にはなりません。
16	広報費や店舗の改装費は補助対象となりますか？	補助対象にはなりません。製品・設備の購入に限ります。ただし、製品・設備の取付に係る工事費は補助対象となります。
17	名張市外の店舗・事務所で使用する製品・設備の購入については補助対象となりますか？	名張市内の店舗・事業所で使用する製品・設備であることが前提です。このため、市外の支店で使用する製品・設備の購入については対象外となります。
18	名張市内の販売店でしか購入できないのはどうしてですか？	この補助金は、エネルギー価格高騰に直面する事業者を支援するとともに、支援対象事業者が補助金を活用して市内販売店で機器等を購入することで市内経済の活性化に繋げることを目的にしていることから、調達先を名張市内としています。ただし、市内で取扱事業者がないなど、やむを得ない理由がある場合は市外販売店での購入を認めます。
19	交付決定や補助金の支払いはいつ頃になりますか？	交付決定は令和8年6月下旬の予定です。補助金の支払いは、補助事業終了後に実績報告書を提出していただき、補助金額の確定を経て行われます。従いまして、機器等の購入費は、一旦事業者の方が代金全てを支払っていただく必要があります。
20	交付決定前に購入した物品の購入経費は対象となりますか？	交付決定前に契約・発注及び納品を受けたものについては、補助対象になりません。交付決定日以降に発注し、補助対象期間中に納品、支払等が完了した経費が対象となります。
21	交付決定を受けた後、申請時に提出した製品・設備の変更は認められますか？	本事業で購入する製品・設備の変更は、販売店の事情が原因となる場合に限りです。使用用途の変更は認められません。変更する場合は、新たに見積書とカタログの提出が必要となります。また、交付決定通知書に記載されている交付上限金額を上回る請求は出来ません。(販売店事情の例):在庫切れ、納品が間に合わない等
22	交付決定を受けた後、申請時に提出した製品・設備の購入先の変更は認められますか？	本事業で購入する製品・設備の購入先の変更は認めません。